

高校・大学・大学院でのデジタル・アーキビストの養成 ～文化の創造・知的財産としてのデジタル・アーカイブズの教育～

後藤忠彦

1. 社会的な必要性

岐阜女子大学の「デジタル・アーキビストの養成」が文部科学省の現代 GP（現代の社会が必要とする特色のある教育）として選定されたのは、知的財産権の領域である。この知的財産については、我が国が現在、知的財産立国の実現に向けた国家戦略である。我が国を取り巻く環境の変化として、国も企業も、現在と 80 年代までとは、競争力の源泉が変化している。たとえば、知的財産戦略本部の「知的財産推進計画 2005」（2005 年 6 月 10 日）では、知的財産戦略の理念として次のように示している。

第一の変化は、

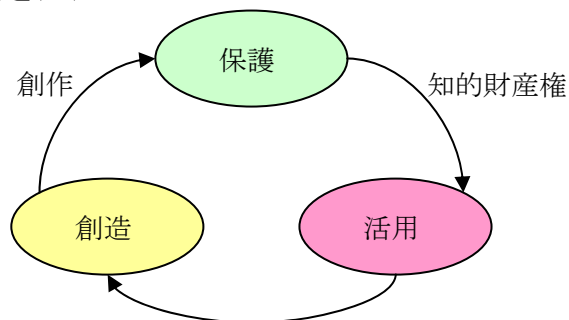
世界経済の成長において、技術革新、イノベーションが果たす役割、重要性が増大している点である。「知識経済」という言葉に象徴されるように、今日の経済活動において知識が生み出す付加価値の重要性は、以前に比較べて格段に高まっている。・・・

第二の変化は、

科学技術にとどまらず、コンテンツやブランドといった広い意味での知的財産が、国家の魅力を高めていることである。近年、我が国の映画、アニメ、ゲームソフトといったコンテンツは、世界で高い評価を受けており、日本のイメージを「かっこいい日本」へと大きく変化させ始めている。また、食、ファッション、地域ブランドといった我が国の独創性と伝統を組み合わせた日本ブランドは、世界の関心の的となっている。既に、欧米、韓国、中国等の諸外国では、こうした分野の振興を国家戦略と位置づけ、強力に施策を展開している。今や国家が魅力を競う時代となっている。

としていて、また、この実現のためには、知的創造サイクルの活性化が重要であるとしている。

知的創造サイクル



たとえば、「・・・質の高い知的財産を生み出し、知的財産を拡大再生産し、知的財産の創造、保護、活用の知的創造サイクルを生み出すことが重要である」として、さらに、「知的財産立国」を実現するためには、一部の人々の営みによって実現されるものではなく、・・・万人による知的財産の創造活動が始まる流れによって実現されるものである。また、真の「知的財産立国」を実現するためには、創造、保護、活用、そしてそれらの活動を支える卓越した人材の育成など、国民全体の参画が必要である。・・・」としている。

このような基本政策に対し、その具現化の1つとして、第4章では、「コンテンツをいかした文化創造国家への取組」を報告している。その中のデジタル・アーキビストと関係のある事項を次に示す。

知的財産推進計画2005

首相官邸ホームページより（2005年6月10日知的財産戦略本部）4章より

— コンテンツをいかした文化創造国家への取組 —

我が国には、映画、音楽、ゲーム、アニメなどのエンターテインメント・コンテンツだけでなく、ファッション、食、地域ブランド等の知的・文化的資産が大きな広がりを持って存在している。

こうした知的・文化的資産も含めたコンテンツは、「知的財産立国」の実現を目指している我が国にとって重要な資産であり、これらの活性化を図ることにより、新しいビジネスチャンスの創出や海外市場への展開が期待できる。

また、知的・文化的資産も含めたコンテンツの活性化は、我が国の多様で豊かな文化力の向上を促すとともに、これらの海外に向けた発信を通じ、新しい時代にふさわしい「日本ブランド」の確立にも貢献するなど、文化創造国家の大きな原動力として、積極的な取組が求められている。

今後は、コンテンツビジネスや、食、地域ブランド及びファッションなどのライフスタイルに加え、観光や文化・外交分野での取組とも連携しながら、日本の魅力を戦略的に発信することにより、日本ブランドを確立・強化することが必要である。

・コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

・ライブエンターテインメントを振興する

- (1) 業界の近代化・合理化を支援する
- (2) 集積化に向けた取組を奨励する
- (3) 観光との連携を進める
- (4) 実演家の活動環境を整備する

・コンテンツのアーカイブ化に関する取組を奨励・支援する

- (1) コンテンツのアーカイブ化を促進する

漫画やアニメ関係資料、写真の収集保存について、地域や民間等における取組に積極的に協力する

(文部科学省)

- (2) フィルムセンターの充実を図る

映像コンテンツ制作の環境整備を一層促進するため、フィルムセンターにおける映像コンテンツの保存機能、普及や上映機能の充実を図る

(文部科学省)

- (3) 放送番組センターの充実を図る

放送番組センターによる放送番組の収集・保存機能、展示機能等の充実を図る

(総務省)

- (4) 文化遺産を公開し、活用する

文化遺産のオンライン構想を推進することにより、情報通信技術を活用して有形及び無形の貴重な文化遺産を幅広く公開や活用ができるようにする

(総務省、文部科学省)

- (5) 歴史的公文書を保存・公開し、活用する

デジタルアーカイブ化等を推進するとともに、貴重な歴史的公文書が幅広く保存・公開され、国民が活用できるようにする

(内閣府)

- (6) 地域におけるデジタルアーカイブの拡充やネットワークの利活用を推進する

地域における伝統・文化デジタルアーカイブの拡充やネットワークの利活用を推進する
(総務省、文部科学省、経済産業省)

- (7) デジタル情報のアーカイブ化を促進する

散逸しやすい有用なデジタル情報のアーカイブ化や、その情報の利活用を促進する

(総務省)

- (8) コンテンツ制作の現場スタッフの技術の保存を奨励・支援する

継承が困難となりつつある映画、アニメ等の現場スタッフの技術について、伝承・体系的な保存に取り組む

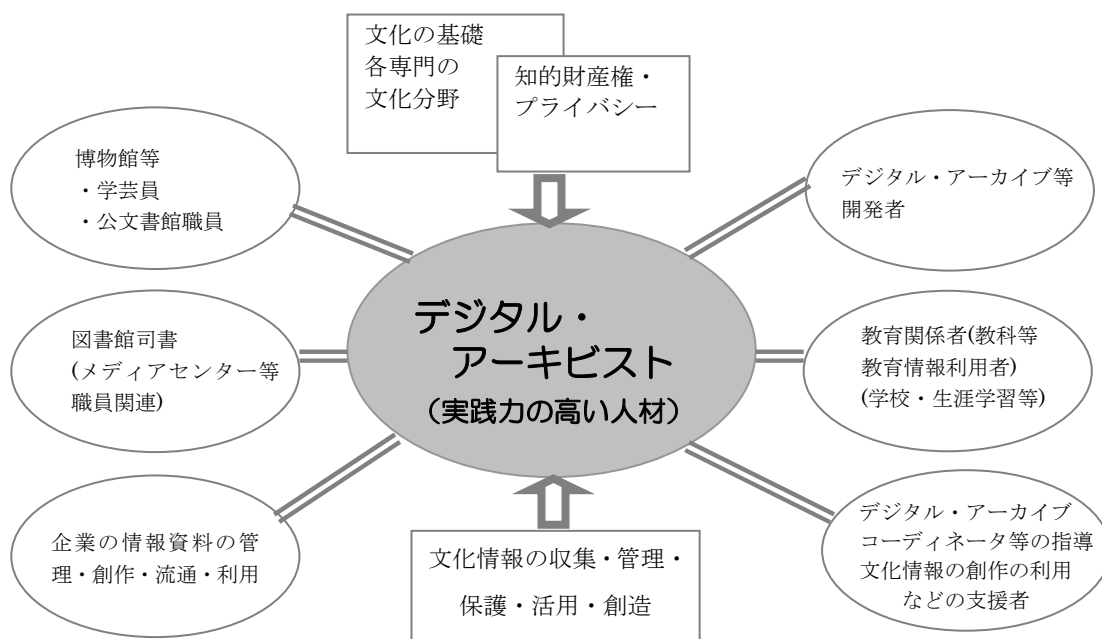
(文部科学省、経済産業省)

- (9) デジタルアーカイブ化のための研究開発を行う

教育、文化や芸術分野における知的資産の電子的な保存や活用など、デジタルアーカイブ化に必要な研究開発を実施する。

(文部科学省)

このような社会的な必要性とくに国家戦略としての重要性から、知的財産の1つの課題、また、知的創造サイクルを支える教育として、デジタル・アーキビストの養成は大学生や学芸員、図書館司書、公文書館職員、企業関係者にとどまらなく、小・中・高生を教育する教師、高校生、大学生、さらに高度な専門教育が必要な大学院生、生涯学習など広く文化創造活動をする者に、知的財産を位置づけた教育が必要とされる。



2. 岐阜女子大学のデジタル・アーキビスト養成

～文化創造と多様な人材への知的財産の教育～

デジタル・アーキビストの養成は、前述のように知的財産についての社会的な必要性を基本に置き、本来、人々の文化創造活動をもとにした知的財産権の教育を考えるべきである。基本的には「知的財産推進計画」でも示しているように、「知的財産立国」を実現するためには、

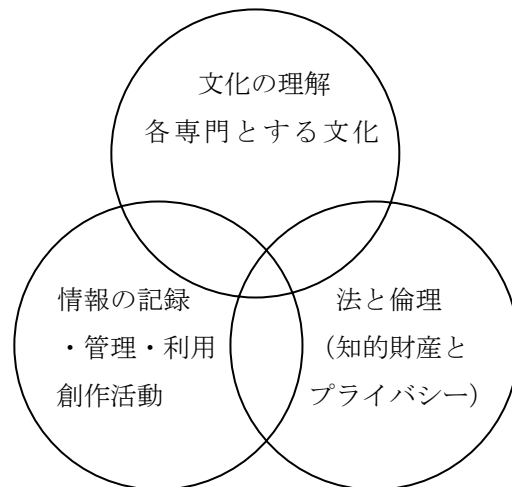
『創造、保護、活用、そしてこれらの活動を支える卓越した人材の育成など、国民全体の参画が必要である。』

としていて、この視点で、多様な分野で文化活動をする広い意味での「デジタル・アーキビスト」から、高度な専門性をもったデジタル・アーキビストとしての能力をもった専門家と併せ広く人材の育成が望まれる。

このため、岐阜女子大学では、高度な専門性をもつ実践力のある人材と併せ、知的財産国家をささえ、これに参画する多様なデジタル・アーキビストとしての人材の育成を目的とした教育システムの検討を進めてきた。

大学・大学院教育でのデジタル・アーキビストの養成の内容

岐阜女子大学のデジタル・アーカイブズの開発・保護・利用のカリキュラムの大きな枠組は、次の三分野で構成される。



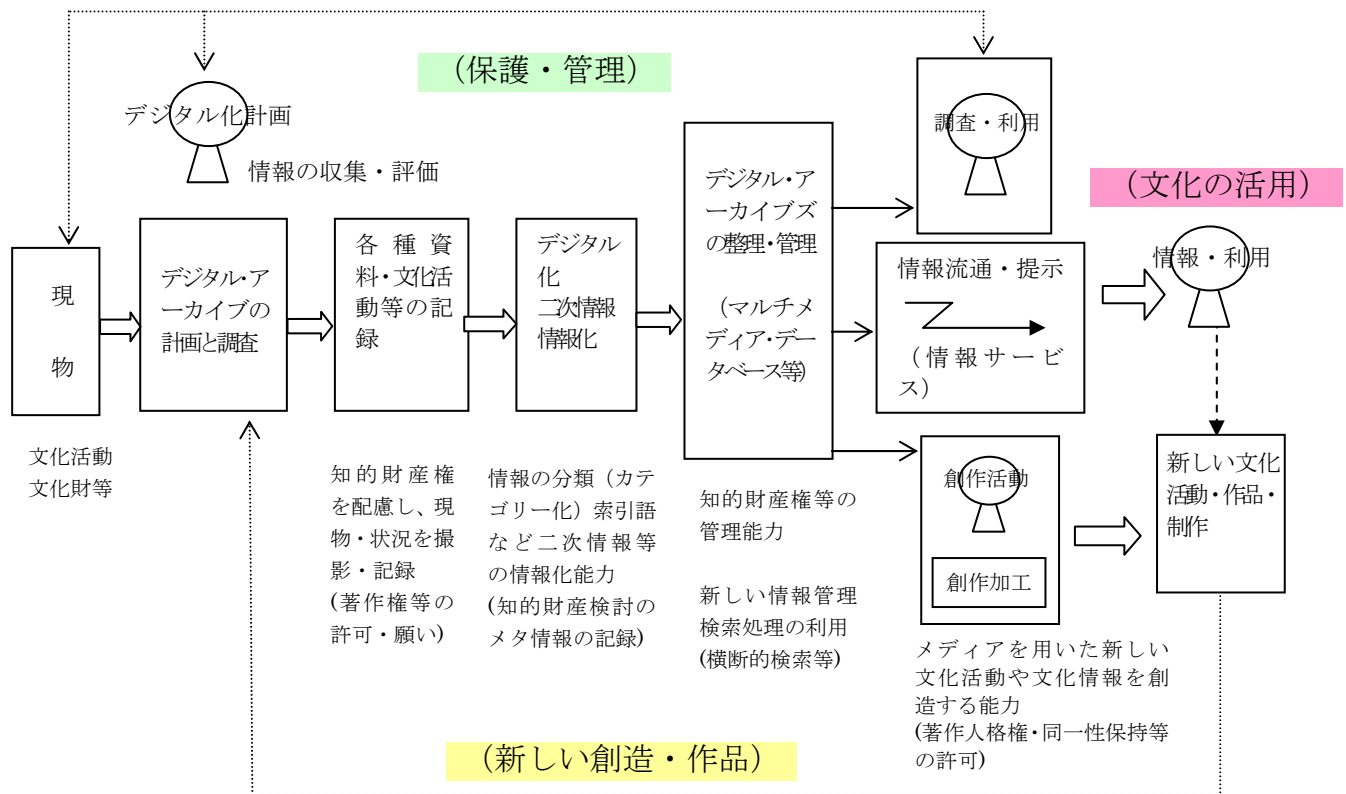
第一の領域は、文化の理解である。デジタル・アーカイブズの創造には、その基本として、各資料について文化的な価値判断をする能力が求められる。このために、デジタル・アーキビストは、自分の専門とする文化分野についての理解が必要である。

第二の領域は、情報の収集・記録・管理・利用さらに創作活動ができる多様な情報活用能力がデジタル・アーキビストとして必要である。

第三の領域は、デジタル・アーカイブ化に必要な法と倫理として著作権、商標法、特許法、意匠法、実用新案法、個人情報、プライバシーなどの理解と対処能力が要求される。

学生の学習上の課題 ～実践例をもとにした知的財産権・プライバシーの教育～

これらの三つの領域が相互に関連した学習が必要である。とくに、知的財産権・プライバシー等はデジタル・アーキビストとして活動をする各分野で必要となる。たとえば、文化財・文化活動のデジタル・アーカイブ化での一つの手順としては、すでに報告している図のように、収集から創造、知的財産権、プライバシー等の知識と実践能力が必要となる。



このため、デジタル・アーキビストの知的財産権・プライバシー等の教育では、基礎的な学習と情報の収集・記録・管理・流通・加工・創造等の各分野に必要な実践的学習をすべきである。

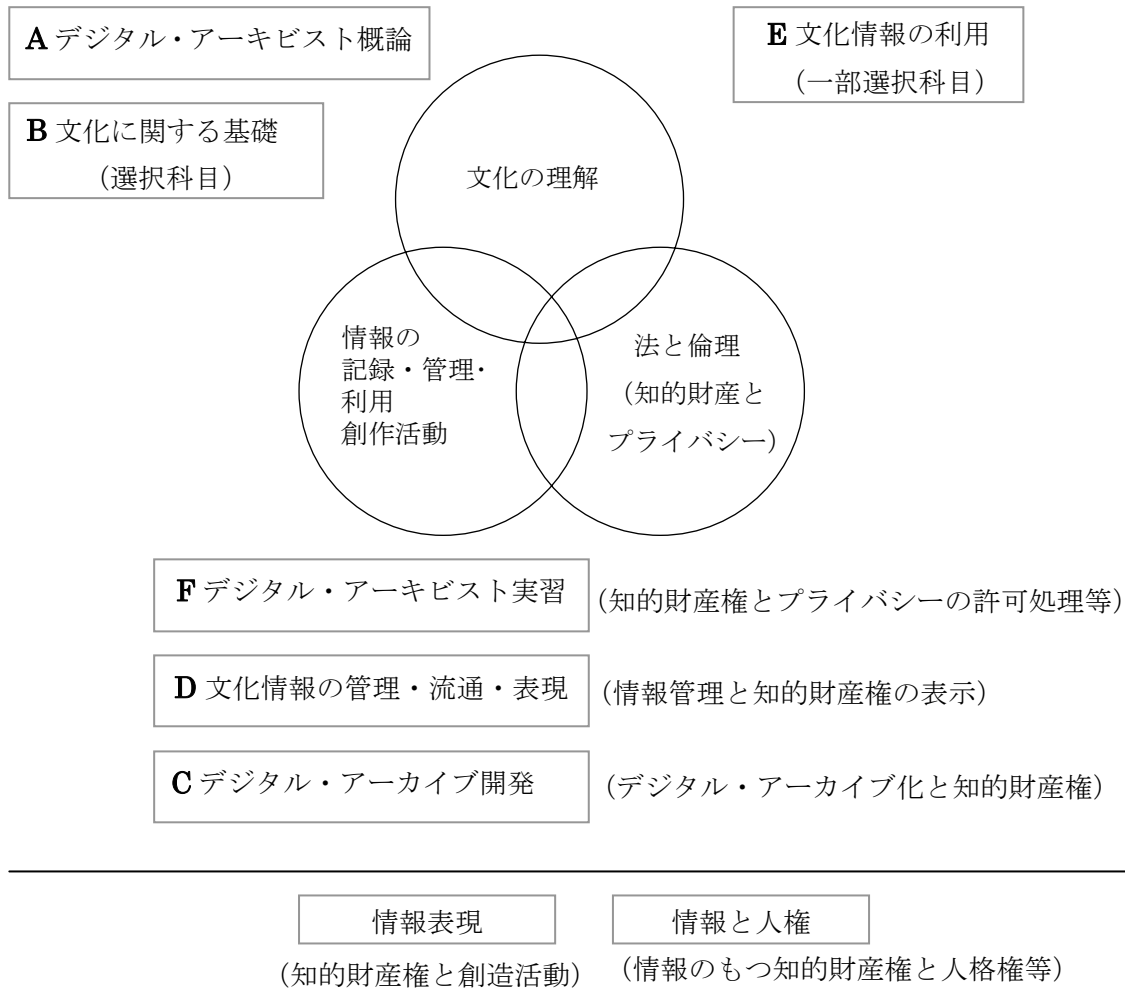
そこで、大学でのデジタル・アーキビストの教育では「情報と人権」の授業で、情報の特性から人権としての、著作権、商標権等、プライバシー、知的財産権を考察させている。これにより情報活用を人権の視点で考え、活動できる人材の育成を進めている。

これらの学習を基礎にして、情報の収集から創造までの各分野で、実践例に対応した教育を進めている。

著作権等の学習は、これらの経験の少ない学生にとって、事例・実践の具体例を用いて理解させる必要があり、本学では、デジタル・アーカイブ化の各授業科目の中に位置づけた教育を展開している。

大学(学部)と公開のカリキュラムの構成

大学(学部)でのデジタル・アーキビストの養成のカリキュラムは三つの領域と相互に関連している領域で次のように構成する。



デジタル・アーキビストの基礎

デジタル・アーキビストとは何か、また、どのような学習をするのか、概論の学習“デジタル・アーキビスト概論”を必修としている。

また、さらに、知的財産権・情報・表現活動の基礎として、“情報と人権”と“情報の基礎”の授業科目を履修する。(この二科目は、デジタル・アーキビストの教育的な基礎であり、資格科目とは、別にする。)

(A) 文化に関する基礎（選択）

デジタル・アーカイブ化する内容は、多様な文化を基礎としていて、文化財・芸能・芸術・歴史から生活・産業・教育など多様な文化分野がある。このため、各分野の専門性の基礎となる文化分野について選択学習する。（文化情報の収集・利用の基礎として位置づける。）

(B) デジタル・アーカイブ開発

デジタル・アーカイブ化に必要な文化に関する情報の処理、マルチメディアを用いた記録、デジタル・アーカイブの構成などを情報処理関連科目の学習をもとに、履修する。

(C) 文化情報の管理・流通

デジタル・アーカイブ化する資料の収集・記録・管理・流通にあたっての知的財産権・プライバシー等の理解と許認可の対処理や処理方法等について履修する。

(D) 文化情報の利用

デジタル・アーカイブを用いたプレゼンテーション、文化・芸術・産業・教育・生活・行政などでの利用および新しい文化創造での利用と利用関連にかかわる知的財産権等の処理について履修する。

(E) デジタル・アーキビスト実習

デジタル・アーカイブの開発に必要なフィルムからハイビジョン、立体撮影、情報の管理・検索・流通、シソーラス等メタ情報の構成、知的財産権・プライバシー、許認可処理など、デジタル・アーキビストとしての実践力をつける。

学部の文化情報コース(主専)のデジタル・アーキビストの授業科目

岐阜女子大学文化創造学部文化情報コースでは、デジタル・アーキビスト養成関連の授業科目を学習する基礎として、「情報と人権」および「情報表現」について履修する。

「情報と人権」

この科目では、情報の特性について考察し、情報と人権情報の取扱いの基礎を履修する。

「情報表現」

この科目では、新しい情報・文化の表現などの創造活動が、知的財産としてさらに知的財産権となることを実体験活動を通じて考察する。

デジタル・アーキビストの履修科目（学部）

	授業科目名	主な授業内容		単位	本学の科目名
A	デジタル・アーキビスト概論	デジタル・アーキビストの学習内容、学習方法、仕事、活動、責任などの概要を解説	必修	2	デジタル・アーキビスト概論
B	文化論分野	文化論、文化財、文化史、教育文化	選択	各分野 2単位以上 選択し、 合計 8単位	(各分野による)
	文化専門分野	芸能、文学、書、観光文化、文化芸術、産業、教育、生活、映像文化(TV・映画作品等)・・・	選択		(各分野による)
	文化活動分野	博物館、図書館、視聴覚教育、生涯学習、教育情報	選択		(各分野による)
C	デジタル・アーカイブ開発	デジタル・アーカイブ作成に必要な情報処理、情報管理システム・基礎	必修	2	情報システムⅠ
	マルチメディア	マルチメディア(映像・音声・文字等の撮影・入力・デジタル化・記録整理)	必修	2	マルチメディアⅠ
	デジタル・アーカイブ	デジタル・アーカイブ、バーチャル・ミュージアムの構成	必修	2	デジタル・アーカイブⅠ
D	文化情報の管理・流通・表現	コンテンツ収集・整理の知的財産、著作権、プライバシー等の理解と処理	必修	2	メディア論Ⅲ
	文化情報管理と流通	データベース、情報検索システム、情報管理と流通	必修	2	情報管理
	文化情報システム	記録項目の構成、情報のカテゴリー化、索引語(シソーラス)、メタデータ(二次情報等)の作成	必修	2	情報システムⅡ
E	文化情報の利用	文化情報メディア(プレゼンテーション)	必修	2	文化情報メディアⅢ
	デジタル・アーカイブ利用	デジタル・アーカイブ利用方法(文化・芸術、産業、教育、生活等の活用)	選択	2	(各分野による)
	文化創造活用(新しい文化活動での利用)	新しい文化活動でのデジタル・アーカイブの活用(設置、情報検索、文化創造のための処理)	選択	2	(各分野による)
F	デジタル・アーキビスト実習	マルチメディア演習	必修	2	デジタル・アーカイブⅡ
	情報記録検索演習	データベース登録、情報管理・処理(映像、文字、音声、楽譜等)、情報検索処理	必修	2	バーチャル・ミュージアムⅠ
	メタ情報処理演習(知的財産権、シソーラス)	知的財産権等の処理、メタデータ(二次情報)、情報のカテゴリー化、索引語の選定作業	必修	2	バーチャル・ミュージアムⅡ
				合計 34 単位	

※授業内容は別に報告する。

デジタル・アーキビスト授業科目の学習のプロセス

岐阜女子大学では文化情報コースを主専門または副専門（岐阜女子大学では指定された授業科目 30 単位以上を履修することで副専門として希望するコースを選択履修できる）として履修した場合の授業科目は次のとおりである。なお、文化情報コースはデジタル・アーキビスト、学芸員、司書、教員等の資格関連科目を一連の授業の中に位置づけている。

必修分野	デジタル・アーカイブ開発	文化情報の管理	文化情報の利用 I	デジタル・アーキビスト実習
1年次	デジタル・アーキビスト概論	情報システム I マルチメディア I	情報と人権 情報管理	ネットワークと情報表現 情報表現
		マルチメディア II		
2年次		マルチメディア III	メディア論 III (メディアと著作権) 情報システム II	文化情報メディア III (プレゼンテーション)
3年次		デジタル・アーカイブ I		デジタル・アーカイブ II
		基礎演習・応用演習		
4年次				バーチャル・ミュージアム I バーチャル・ミュージアム II
				卒業論文

*実線で囲った科目は資格認定上の必修科目である。なお点線で囲んだ科目は資格上の必修科目ではないが、文化情報を主専門又は副専門とするものには履修上必修科目として扱う。

選択分野	文化に関する基礎 (文化論分野) 2 単位以上	(文化専門分野) 2 単位以上	(文化活動分野) 2 単位以上	文化情報の利用 (デジタル・アーカイブ利用) 2 単位	(文化創造活動) 2 単位
1年次	メディア論 I *1 日本文化史*2 日本建築史*2	日本伝統芸能 I 書法研究 儀礼と民俗*2 観光文化論 美術史*2 中国書道史*2 人と民俗*2 文化人類学*2	図書館概論*3 生涯学習概論*2*3		
2年次	メディア論 II *1 文化財学*2 文化情報と社会	日本伝統芸能 II 近代遺産論	図書館資料論*3	文化情報メディア I *1 レファレンスサービス演習*3 情報検索演習*3	情報検索概論*3 図書館経営論*3 文化情報メディア II *1
3年次		日本伝統芸能 III	博物館概論*2 博物館資料論*2		図書館サービス概論*3 博物館経営・情報論*2

*1 の科目は文化情報を主専門とするものは履修上必修科目として扱う。副専門とするものも履修することが望ましい。

*2 の科目は学芸員対応科目 *3 の科目は司書対応科目